

議案第10号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>別表に定める区域</u>については、適用しない。</p> <p>附 則 略</p> <p><u>別表</u> (第13条関係)</p> <p>鳥取市 米子市 倉吉市 八頭郡八頭町 東伯郡湯梨浜町 東伯郡琴浦町</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第13条 この条例の規定は、<u>鳥取市、米子市、倉吉市及び八頭郡八頭町</u>の区域については、適用しない。</p> <p>附 則 略</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。</p>	

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前に東伯郡湯梨浜町及び琴浦町の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。